

## 会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 平成16年度第3回会議
開催日時	平成16年9月30日（木曜）午後6時30分から午後8時10分まで
開催場所	田無庁舎5階501会議室
出席者	委員：吉野副会長、石井委員、吉田委員、並木委員、関根委員、都築委員 （欠席：高島会長、保谷委員） 事務局：高橋部長、宮寺課長、小林主査、寺畑文化財保護専門員
議題	1 田無神社「野分初稲荷神社」の指定について（諮問） 2 「旧下田家名主役宅」の保護について 3 その他
会議資料の名称	・ 田無神社野分初稲荷の市文化財指定についての諮問文写し ・ 下野谷遺跡史跡公園構想懇談会関係資料 ・ 早川邸写真写し ・ 文化財ウイーク2004事業プログラム他
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>発言者名 発言内容</p> <p>高島会長 定足数に達しているため、文化財保護審議会平成16年度第3回会議を開催する。</p> <p>（前回会議録の確認） 前回会議録が原案のとおり確認された。</p> <p>議題1 田無神社「野分初稲荷神社」指定に関する諮問 事務局 9月開催の教育委員会で本審議会への諮問事項として決定された。市文化財保護条例第6条「市文化財に指定するときは、教育委員会は保護審議会に諮問しなければならない」の規定に基づき諮問する。</p> <p>吉野副会長 諮問されたので改めて審議を行なう。意見があれば発言願いたい。</p> <p>石井委員 せっかく専門家である中川氏が建物を調査しているので、氏に確認がとれれば、専門</p>	

的な調査を別途依頼する必要はないと思う。

吉野副会長

答申に期限があるのか。

事務局

特にない。

吉野副会長

現地確認は事務局の方で進めることなのか。

石井委員

審議会委員が現物を確かめることは第一である。

吉野副会長

文書による審査という点を含め、事務局で書類を受理した後、議題に上げて現地確認を行うこととしたい。現地確認の日程を事務局に提案してもらい、参加して調査をするということで進めたい。

議題2 「旧下田家名主役宅」の保護

事務局

前回審議会でも都指定も含めて事務局で調整・検討するということであったので7月末に都の文化財保護係に相談に行ってきた。市の現状として史跡に指定していること、また過去に一定の調査は行なっているが老朽化に伴う経費負担の課題を説明した。都では、史跡から建造物への変更は過去にも例があり、手続きによっては不可能ではないとのことであった。また、これだけの建物を市が補助することはかなりの負担になることから、再調査をして現状に即した形で再評価を行なってはどうかという意見であった。都でも建物全部ではなく指定になじむ部分だけを抽出しての部分指定を行なっているとのことであった。

石井委員

建造物で部分指定という例はないと思う。

吉田委員

今の話では、都の指定文化財にしてほしいという熱意が聞き取れない。都でなく国でもよいから、何とかしてほしいということを、然るべき立場の人が行って話さなくては解決にならないだろう。

石井委員

都でも担当者だけでは話が難しい事柄かもしれない。

吉野副会長

まずは、都の担当者に相談したのだろうが、具体的に良い手立てはないだろうか。

石井委員

前回の調査結果に示された事項に基づき、再調査費用の半分を市が持つので緊急調査費の援助をしてもらおうということも考えたかどうか。都でもそれ相当の立場の職員でないと話は難しいだろう。

吉野副会長

都指定に向けて文書を都に提出してはどうだろうか。

都築委員

所有者のこの件に対する考えはどうなのか。

事務局

市の指定を受けているから建物を見学希望者にはできる範囲で公開しているとのことであり、保存に向けての補助が得られるのであれば、史跡とか建造物といった種別にはこだわらないとのことであった。

吉野副会長

それはいつの時点での話しなのか。

事務局

都へ相談に行った後である。また、前当主のように指定を辞退する考えはないとの話もあった。

吉野副会長

であれば流れは一層都の指定へという方向で、審議会としてもより強く押していくべきではないだろうか。史跡指定から建物指定に指定替えをし、その後、市では難しいので都で何とか補助してもらえないかというような段取りで持ち込まないとおかしいのではないか。

石井委員

多少市で調査費用・修理費用を用意しないと都も対応してくれないと思う。

都築委員

以前行なった調査は昭和62年となっている。順序として市で何とか現状の再調査を行ない、それについて都からの補助を援助してもらい、その上で建造物指定への変更をするということはどうだろうか。

吉野副会長

調査は市で行い終わっているのではないか。

都築委員

その後の老朽の変化を記録する必要があると思う。費用負担は修理に対してのもの

いうことである。

石井委員

確かに昭和62年では古いだらう。

並木委員

市が準備行為をした後に都に行かないと無理だと思う。現実は今そこに住んでおり改築はできないしお金はない。お願いするだけではなく、市でやれることはきちんとやらなければ難しい。また、先ほど事務局で説明にあった建物の一部を指定するということはどういうことなのか。

事務局

改めて調査を行い、生活している上で手が入っているところは除いた旧来からのそれ相当の部分だけを再評価し、指定するということである。

吉田委員

前回の報告書にそれはきちんと出ているので必要ないと思う。

吉野副会長

前回の報告書によれば、建物、構造全体に価値があるということであるから、梁とか柱とかいう部分のことではない、土台から家屋の骨組み全部ということ考えていた。評価としては部分で切り離れた評価はできないのではないかと。必要であれば具体的な図や文書を新たに添えて、それで都に検討してもらうことになるか。

関根委員

史跡指定では、都でも今後の処理が大変だらう。少なくとも史跡でなく、建築物に替えたほうが動きやすいと思う。都に提出するのに前回調査から10数年経過しており、再調査する必要あるのではないかと。実感として補助金の手続きも煩わしい面が多い。可能なことは市で進め、出来るだけきちんとした調査をして都が受け入れやすいような状況を作ることが大切だらう。

吉野副会長

事務局から報告があったが、それがダメだというだけではなく、ひとつの情報として受け止めた。今までの意見をまとめると、(1)史跡指定を市の段階で建物指定に変更する (2)その前提になるのは、市が無理なので都指定により保存を要望するためである (3)都に要望する際に、現状の老朽化の度合い、緊急性を示したものを資料として提出しなければならないということである。都にもっていくにしても、もうひとつ工夫したらどうか。また都が言う部分指定についても、あくまでひとつの参考意見だから、それにとられることはないだらう。

事務局

それでは各委員の意見を尊重し、市内部及び都との調整をはかって進めたいと思う。

都築委員

来年度の予算に調査費を計上し、調査してからではどうか。

吉野副会長

そのところも含め、今事務局で言った調整行為を全体に行なってもらいたい。行ったり来たりが繰り返されてばかりいるが、少し時間がかかっても、後になって今まで何をしていたのかという指摘がないようにしてもらいたい。また都側にもこうした審議会の意向と、10年来の懸案事項であることを伝えてほしい。

今日のところは審議会としては建造物指定することを確認し、今後は事務局での調整をしてもらうことでこの件は終わりにしたい。

議題3 その他

史跡公園整備構想懇談会

事務局

- ・ 下野谷遺跡にある国有地3,200平方メートルを史跡公園として整備するための懇談会を7月及び8月に2回開催した。懇談会委員は有識者2名、公募市民3名、市職員2名の計7名。
- ・ 7回の第1回は、会議の方針及び進め方の確認を行い、2回目は東村山市の事例を視察した。3回目からは具体的な検討を行なう。

南入経塚

- ・ 都北多摩南部建設事務所では、南入経塚よりも東伏見と北町地区を優先するとのことで、この2か所の発掘届が提出された。
- ・ 南入経塚は来月早々に発掘届を提出するとのことで、内容は予算の関係から経塚全体の発掘届ではなく、リサイクル・センター部分は後回しで、本橋氏所有部分と市道路の部分だけを行なう。
- ・ 今後の調査日程であるが、来月から市水道部所管の下野谷遺跡の本調査と併せてこの東伏見地区の試掘が12月末までかかり、来年1月から北町地区の試掘を行なう。その後には都北多摩南部建設事務所所管の石神井川の河川改修に伴う調査が2月中順から入ってくる。

吉野副会長

事務局には、田無神社「野分初稻荷神社」の視察日程の調整をお願いする。

以上で本日の会議を終了する。